

第 21 号議案

豊後大野市担い手確保育成基金条例の制定について

豊後大野市担い手確保育成基金条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

本市農業における担い手の確保・育成等に係る事業の経費に充てるため、基金を設置したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市担い手確保育成基金条例

（設置）

第1条 本市農業における担い手の確保・育成等に係る事業の経費に充てるため、豊後大野市担い手確保育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年3月30日から施行する。